

第8回 調達価格等算定委員会

日時 平成25年1月21日（月）16：32～17：55

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○植田委員長

定刻になりましたので、ただいまから第8回調達価格等算定委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらずご出席いただき、まことにありがとうございます。

なお、山内委員は本日所用により欠席となっております。

本日から来年度参入者に対する調達価格の審議を開始することになりますが、本委員会としての意見の取りまとめに向け、皆様ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

2. 事務局挨拶

○植田委員長

それでは議事に入る前に、事務局から一言ご挨拶をお願いいたします。

新原部長、お願いできますか。

○新原部長

省エネルギー・新エネルギー部長の新原でございます。きょうはお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。平成25年度の調達価格の意見書取りまとめに向けての調達価格等算定委員会の開催に当たって一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

固定価格買取制度ですけれども、皆さまのご協力で無事昨年7月に施行され、半年がたった状態でございます。産業社会に対して大きな成果を上げつつあると思っております、特に環境アセスメントが不要で設置が容易な太陽光が急速に拡大いたしております。今年度だけで、私どもの見積もりで、導入量は日本がこれまで蓄えてきたものの1.4倍に拡大する見通しであります。

家電業界、IT業界、流通業界、建築業界、農業など多くの異業種からのエネルギー分野への参入が相次いで活況を呈しておりまして、過疎地を含めて全国津々浦々までかつてない投資が起きている状況でございます。金融機関のほうも、メガバンクから信金に至るまで融資を拡大して、

資金が循環している状況にありまして、産業界も本制度をきっかけに、例えば浮体式洋上風力について重工以外にも造船業が頑張るといったような、新技術を導入しようとする産業界の気運も高まっているという状況でございます。

一方で、太陽光の発電者の一部にぜひ太陽光の買取価格を維持してほしいというようなご意見もあるわけですが、法律は「発電に際して効率的に事業実施された場合に通常要すると認められる費用を基礎として」ということで、「効率的に事業実施された場合」ということを定めております。これは電力のユーザー業界に対して過剰な負担が出ないようにということも法律はうたっているわけでございます。それを基礎として価格を定めるように規定いたしております。

このため、今回の審議でもコスト全体を厳格に見直していただく必要があります。後刻、事務局からご説明申し上げますけれども、太陽光以外についてはアセスメントの問題とかいろいろありまして、まだほとんど入っておりません。0ないし1ないし2でございますので、ここは実際上新規のものとして買い取っていないという状況だどご理解いただいていると思いますが、太陽光については、今言ったようにかなりの程度導入拡大が行われております。

経産省に提出された太陽光の発電設備の費用は、法律に基づいてきちんとデータをとるということをお約束申し上げたわけでございますが、きょうご報告するものを見ていただきますと、住宅用・非住宅用太陽光ともに10%程度価格が下がっている状況でございます。この低下は価格算定において当然考慮に入れられるべきであると考えておりまして、本年度の査定、これも委員の皆さんからご指摘があったわけですが、事業者からのヒアリングを基礎としていたものでありますので、コストについては、今回の実質的データを基にもう一回見直した上で、今のような発電設備費用の価格の低下を反映させる必要があると考えております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。ありがとうございます。

○植田委員長

ありがとうございました。

3. 事務局説明

(1) 固定価格買取制度施行後の状況について

○植田委員長

それでは、早速議事に入ります。

事務局から、資料2「固定価格買取制度施行後の状況について」ということをご説明をお願いいたします。

○新原部長

お手元にあります資料2を見ていただきたいと思います。

まず1ページ目でございます。審議に当たってのポイント、2点あるかと思えます。本年度の調達価格の算定に当たっては、義務的な報告書もなかったものですから、コストデータの把握という点では、ヒアリングで各事業者団体や事業者から提示された数値を基礎にするということをやっております。制度施行後は、委員の皆さまからもご指摘いただきましたように、法令に基づいてコストデータを義務的に提出させるということにしたわけでございます。すべてが提出されているわけではございませんが、一定程度このデータは収集できましたので、これを基礎にしてコストを見直すということが一つの論点になるかと思えます。

もう一つは、制度施行後コストが下落しているという事実が確認された場合については、来年度参入者の調達価格の算定に当たってこれを適切に反映させて、調達価格を下げるということを考える必要があると考えております。

この二点がポイントになるかと思えます。

2ページ目、全般の状況でございます。おかげさまで大変成果が出ております。

3ページ目でございますけれども、2012年度は直近の11月までで144万kWという再生可能エネルギーの発電設備が運転開始をいたしております。特に、規制があまりなくて環境アセスメントが不要であるという意味で、運転開始まで時間のかからない太陽光発電が伸びておまして、実際上ほとんどがこれということでございます。ですから、賦課金で負担いただいているのも、ほとんど太陽光発電の拡大費用ということになってまいります。

その他の区分については、後でご説明しますが、制度施行後に具体的に変化している状況にはないと考えております。

以下、各分野の状況でございます。まず太陽光発電の状況が4ページでございます。

5ページを見ていただきますと、概況であります。住宅用（10kW未満）は4月から11月までで102万kW近く運転開始するということで、堅調に導入量が増加しております。非住宅用も4月から11月までで37万kWが運転開始をいたしまして、また、メガソーラーが全国各地で計画・建設が進んでいるということでございます。

先ほども申し上げましたように、家電業界、IT業界、流通業界、建設業界等々、これまでエネルギーと関係の薄かった多様な業界からの新規参入が相次いでおりますし、また、「屋根貸しモデル」をはじめとする新たなビジネスモデルも誕生しております。過疎地も含めて投資が拡大しておまして、金融機関の融資も拡大しているという状況でございます。

国内太陽電池技術関連企業においても、生産・出荷が大幅に拡大しているということござい

ます。

6ページでございます。太陽光発電関係の産業の業況でございます。多くの国内メーカーで生産・出荷が制度施行前から大幅に拡大しております。それから、パワーコンディショナーの製造業界（直交変換装置の業界）も生産がフル稼働状態にありまして、関連部品の生産・出荷も大きく増大いたしております。

全国津々浦々でメガソーラーの工事が行われておりまして、一部地域では電気工事士やコンクリート関連の技術者の不足まで見られている状況でございます。

下のところを見ていただきますと、それぞれの詳細が書いてございます。

7ページにいきます。具体的な事例であります。まず「屋根貸し」等の新たなビジネスが拡大している。それから、遊休地ですね、工場団地とかゴルフ場というものを活用した発電事業者の誘致も活発に行われております。多様な異業種からの参入が相次いでおります。

8ページにまいります。よく海外品が多いのではないかという議論がございます。これは具体的にデータをとったものでございますが、一言で言うと、依然として国内製がかなりの比率を占めているということでございます。平成24年度7－9月期の国内の太陽光パネルの出荷料に占める海外製の比率、これは日本企業が海外生産するものも含んでの海外製でありますから、それでもいまだ25%ということで、75%が国内製ということになっております。

それから、住宅用の市場においては特に日本国内ブランドが8割以上のシェアを占めている状況でございます。これは将来変わってこないということではありませんが、今のところこういう状態ということでございます。

9ページ、住宅用太陽光のコストデータであります。先ほど申し上げたものでございますが、今年度の価格を算定するに当たっては、太陽光発電システムの価格について、46.6万円/kWという平成24年1月－3月期の新築の設置費用の平均値を基礎といたしました。

下のグラフを見ていただきまして、直近どうなったかと申しますと、10月－12月時点、もちろん来年度の施行まで3か月ぐらいでございますので、さらに下がると思いますが、市場拡大で42.7万円/kWにまで下落しているという状態でございます。先ほど申しましたように、法律では「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」というふうに求められておりますので、これについても算定に反映すべきではないかという議論がございます。

10ページでございます。住宅用太陽光のコストデータのまとめでございますが、システム単価が、先ほど申し上げたように下がっているということでございます。ただ、これは昨年度も議論になりましたが、今、予算を調整しておりますが、住宅用については補助金の金額を勘案した上でということになっておりますので、この金額が具体的にどうなるかということを出した上で、

最終的に価格を決めなければならないということだと思っております。

その他、運転維持費、修繕費、諸費については、7月1日出たばかりでデータがあまり収集できていないんですが、コストが変化しているという客観的事実は認められません。

11ページでございます。10kW以上の太陽光のコストデータでございます。コスト把握に当たって2つのデータを使用いたしました。

①のほうはお約束したFIT法の法令に基づいて報告されたデータでございます。運転を開始した設備についてのデータでございます。

②は被災地補助データというものでございまして、家庭用太陽光については全国ベースで補助をしておりますが、10kW以上のところは補助を全国ベースでやっておりません。ただ、被災地だけは補助をしておりますので、被災地のデータはとれるわけでございます。そういう意味で一応参考になるのかなということでございます。①、②とも集計を行って直近のコストがどう変化したか比較を行ったわけでございます。

12ページを見ていただきますと、今年度調達価格の前提は32.5万円/kWであったわけですが、認定設備データで見ると、10月以降で28万円/kWにまで低下いたしております。

それから被災地補助データを見ますと、ちょっと技術的な話になりますが、補助データというのは、補助金で申請して、精算払いといって実際にかかった金額だけ補助をするわけです。ということで、計画値は実際にかかる金額よりも高くなる傾向があります。それでも価格が低下していることは認められるということでございます。ということで、これについても算定上考慮が必要ではないかと考えられます。

それから13ページ、土地賃借料でございます。今年度の調達価格の全体は150円/㎡だったわけですが、ここについては、現時点で見ますと、自己所有地案件が多いということでございます。その中から、データとして賃借料を計上している、つまり借りてやっているものだけを抜いて平均値を出したところ、141円/㎡と現在の調達価格の算定根拠と大きな差は認められないという状況でございました。

他方、現在建設中又は計画中の案件では、土地賃借料が上がっているものも多いということでございます。これはまさに固定価格買取制度の効果として上がっているということでございます。

ということで、このコストをどう見るかなんですか、法律は賦課金の負担が電気使用者に対して過剰なものとならないようにということで、効率的に実施される場合のコストということでございますので、少なくとも来年度の調達価格の算定に当たって、競合によって土地賃借料が上昇しているというところについては、算定の根拠に含めるのはなかなか難しいのではないかとというのが事務局の考え方でございます。

そういう意味で、ここは、土地賃借料については総合的に判断して大体変わっていないということが妥当ではないかと考えております。

「なお」と書いてございますが、時々、報道等で利潤がかなり出ていると、もうかっているという案件があるわけでありまして。私どももどういう状態になっているか、1件1件つぶさに見てみたわけでございますが、大概が自己所有地の案件でございます。したがって、賃料相当分が利益として出てくるということですね。ただ、会計上は自己所有地であったとしても機会費用は計上されますので、自己所有地であると賃借料は払わない、みたいな議論は難しいのかなと思っております。今年度の算定と同じようなやり方でいいのではないかと考えているわけでございます。

14ページであります。今度は土地の造成費用の変化でございます。今年度の調達価格の前提は0.15万円/kWでございました。土地造成費についてはかかっているケースが現状では太宗でございます。一方で、造成費がかかったものだけで平均をとってみますと、試算の前提よりも相当程度高くなっているということは見とれるわけでございます。そういう意味では、かかっている案件の平均をとるというよりは、全体の平均で見ざるを得ないということだろうと思っておりますので、そうであるとすれば、今年度と同じぐらいかなと考えているわけでございます。

15ページにまいります。10kW以上の事業者向けの太陽光のコストデータをまとめてみますと、システム単価は下がっている、土地造成費は、土地造成費をかけていないケースが多いので、据え置きが妥当ではないか。

土地賃借料については、上昇しているという業界報告があるわけでありましてけれども、現時点ではデータに大きな変化はないということでございますので、変わっていないという認識かなと思っております。

修繕費以下のところは、7月1日に施行したばかりでありますので、これも実績データがまだ集まっておりません。したがって、コストの変化は認められないという状況でございます。

以上が太陽光の関係であります。

16ページ以下が風力でございます。ここは、以下縷々ご説明しますが、ほとんど案件が動いておりません。したがって、価格がいくらであれ、実際上新規案件で消費者の皆さんに負担が出ているという状態にないわけですね。いくらと決めようが実際に変わらなければ負担は出ないということでございます。

大型風力(20kW以上)でございますけれども、新規の運転開始案件は2件しかございまして、いずれも過去10年ぐらいやっていた、特に大きいほうは10年ぐらいやっていたものでございまして、FITの創設とあまり関係がある案件ではございません。大型風力の場合、環境アセスメン

ト等で運転開始までに4～7年要するので、現時点では固定価格買取制度前から準備されていた案件のみが運転開始に至っている状況でございます。

算定に当たっては、実績がほとんどないので、コストの算定見直しを実施する根拠は乏しいのではないかと考えております。

それから、小型風力（20kW未満）であります。現時点では、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績はゼロということでございますので、コストの算定見直しを実施する根拠は乏しいということだと思います。ゼロであれば議論をしても負担との関係であまり意味がないと言え意味がないということでございます。

それから、風力発電のコストデータをまとめてみますと、大型風力が2件あると言いましたが、2件とは言え一応平均値をとってみますと、建設費はほぼ同じ水準というのが18ページでございます。

19ページ、コストデータをまとめてみますと、資本費も、2件のみですが、一応平均してみるとほぼ同じ値。それから、運転維持費は、先ほど申し上げたように、7月1日から運用したばかりでございますので、コストの変化は認められないという状態でございます。

20ページ、洋上風力発電の価格区分についての議論でございます。洋上風力発電については、今年度の調達価格算定の際の意見の中で、洋上風力にかかわるコストデータが把握可能となった時点で、今、風力で買おうとすれば買えるわけですが、陸上風力とは別途の区分を設けることを含めて再検討を行うというふうに意見書に明記されております。

施行してからまだ半年しかたっていないんですが、現在のところ実証事業を引き続き実施している段階にあります。来年度の参入者の調達価格の算定に当たって、民間事業者が実施した場合のコストデータが把握できる状態に至っていないという状態でございます。

最後、4つ目のところを見ていただきますと、洋上風力については、現在でも風力の区分での買取は可能なわけですが、仮に洋上風力を別区分とする場合には、陸上風力よりも高い調達価格となることが当然想定されるわけでありまして。法律は「効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用」と書いてありますので、コストデータが把握できていない状態で高い調達価格を設定するというのは適切でないと考えているわけでございます。

21ページは参考でございまして、22ページからが中小水力でございます。

23ページです。現時点では、固定価格買取制度の適用を受けた新規の運転開始実績は、200kW未満で6件、それ以上のところはゼロでございます。

これも、事業化に向けた最も初期段階として1～2年程度かけて、河川の流量等の把握のための調査とか、水利使用のための行政手続を実施するのが一般的であります。

そういう意味では、ここについても調達価格の算定に当たって実績がほとんどないので、コストの算定見直しを実施する根拠は乏しいのではないかと考えられます。

24ページにまいります。一番下の区分については、得られたデータが6件あると申しあげました。そのうち、民間事業者が実施したものだけをコストデータとしてとって見たのがこの表でございます。中央値で見ますと、3件とは言ってもほぼ想定どおりの価格という感じが見てとれると思います。

25ページであります。コストデータのまとめでございますが、建設費については、3件のみとは言うものの、一般化は難しいですが、ほぼ想定どおりの価格、コスト。水利利用料、これは河川法で機械的に算出されておりますので、ぴったりと想定どおりの金額ということになります。修繕費以下は、先ほど申し上げたようにコストの変化は認められないということでございます。

26ページからが地熱でございます。

27ページ、大規模地熱と小規模地熱の概要でございます。まず、大規模地熱については、新規運転開始実績はゼロでございます。大規模の地熱発電の開発には10年程度を要しますので、現時点では運転開始に至っている案件は出てきていないということでございます。

実際に1号案件が運転開始に至るのは、早くとも概ね7、8年後以降となる見通しでございます。

したがって、来年度の算定に当たって、コストの算定見直しを実施する根拠は乏しいと考えられます。

小規模地熱、いわゆるバイナリーというものでございますが、ここも新規運転開始実績はゼロでございますので、同じく算定見直しを実施する根拠は乏しいのではないかと考えられます。

28ページは参考でございます、29ページからがバイオマスであります。

30ページ、概況でございます。木質バイオマスについては、固定価格買取制度の適用を受けた新規運転開始実績は1件のみでございます。

現時点で、実際には木材の安定的な収集ルート構築を模索しているというのが現状でございます。コストの見直しを実施する根拠は乏しいと考えられます。

廃棄物系バイオマス発電、ここも新規運転開始実績3件のみでございます、算定見直しを実施する根拠は乏しいのではないかと考えられます。

メタン発酵バイオマス発電は1件のみでございます、ここも一般化して議論をするのは難しいと考えております。

ちなみに、わずかな案件のデータを出したのが31ページ以降でございます。木質バイオマスの1件でございますが、それでも想定コストとほとんど変わらないということでございます。

32ページ、コストデータをまとめてみましたけれども、以上のような状態になっているということでもあります。

33ページ、廃棄物発電であります、3件のコストデータ、平均値、中央値ともにやや高めの数値となっておりますが、中には算定価格以下の数字が出ているものもありまして、一般化するのはなかなか難しいと考えております。大体同じぐらいのデータかなと思われま。

データをまとめたものが34ページでございます。

35ページ、メタン発酵バイオマス発電でありますけれども、ここも1件のみで、なかなか一般化は困難であります、調達価格の前提よりも高めの水準で出ておりますけれども、これをもってコストの変化というのは難しいのかなと思っております。

36ページはそのまとめでございます。

37ページ以下は参考資料でございますので、とりあえず以上でご説明を終わらせていただきます。

○植田委員長

ありがとうございました。

4. 討議

○植田委員長

それでは、これから質疑応答並びに自由討議の時間とさせていただきますと思います。どこからでもご質問、ご意見など自由にお願いいしいと思います。いかがでしょうか。

では、和田委員からお願いできますか。

○和田委員

今のご報告で概ね私も同意見なんですけれども、太陽光発電の住宅用の場合、住宅用の内部収益率、前回、一定の収益性を持たせるということで出したわけなんですけれども、この点に関しては、実際に導入している方々からはこれだけの収益率は出ないという意見が非常に多いんですね。もちろん日本の場合、買取対象は自家消費を除いていまして、余剰電力だけですので、余剰電力の比率にもよるんですけれども、比率を仮に私たちが想定した6割としても今の状況では収益は出ないということがあります。この点に関して今年度設定する際に収益率を含めて再検討する必要があるように私は感じております。

大規模のものについては、今ご報告があったように価格もだんだん下がっていますので、それに合わせた設定が必要だと思いますし、土地の賃借料についても、さっきお話があったような方

向でいいかと私自身は思っています。

あと、木質のバイオマス、特に間伐材を利用するバイオマスの場合、価格についてというよりも規模を大きくしないと、これではなかなか難しい。規模を大きくする、例えば森林の直径が50kmぐらいの範囲でないと、数千kWとか1万kWの発電をやるのは難しいということを聞いておりました、例えば1自治体、市町村とか、あるいは森林組合、そういう範囲でやるとなってくると、やりやすさから言うと1000kWとか数百kWぐらいの規模が適切だろうと思うんですね。そうしますと、大規模なものに比べて若干割高になるだろうと。

私自身はその価格を今計算できているわけではないんですけども、スケール効果を含めて検討してみる必要があるのではないかと。特に、森林バイオマスで間伐材を利用する場合は、里山の保全とかいうものに対する効果を考えているわけですので、あまり大規模なものよりは、中小のものがやりやすいような条件設定を考える必要があるのではないかと考えています。

現在のところその辺が中心的な問題です。

○植田委員長

ありがとうございました。

それでは、山地委員、お願いできますか。

○山地委員

今までご説明いただいた内容については了解しました。質問というか、要望に近いのは、中小水力発電は6件あるけれども、民間事業者が設置したのが3件ということで、残りのデータはないんですけども、水力は自治体とか、民間以外が設置するケースは結構多いと思うので、何とかデータをとる方法を考えていただきたいなど。今回なぜデータが出ないのか、その理由も確認したいと。

○新原部長

すみません、データが出ないというのはどこの部分ですか、中小水力の。

○山地委員

24ページ。

○新原部長

データが出ないというよりは、これしかないんです、案件が。

○山地委員

6件だけ3件しかなかったというんだけど、6件のデータがあるということですか。

○新原部長

6件のデータはあります。

○山地委員

ああ、そういうことですか。じゃ、さっきの私のは……。

○新原部長

そういう意味で残りの3件をお出しするのは可能です。なぜかという、去年の審議を思い出していただくと、官営のやつについてはコストが高く出ているのがあるわけですね。それはお出しした上でご審議いただければと。次回出させていただきます。

○山地委員

ああ、そうですか。

○新原部長

民間の事業者のをベースにして決めたので、そのベースになったものを出しただけなんです。

○山地委員

決めたときに民間のをベースにして決めたので、今回も民間の3件と比較したと。データがないわけではない。

○新原部長

ええ、データはあります。次回お出しします。

○植田委員長

効率的な発電ベースという考え方を基礎にされて……。

○山地委員

そういうことですね。データがあるんでしたら、開示をお願いします。

○新原部長

お出しします。

○山地委員

あと、木質バイオマスのほうですけれども、建設費が出ていますが、木質バイオマスの場合は燃料費ですね、調達とか輸送、収集コストがかなり気になる。これは実績データがまだ集まっていないというんですけれども、建設費以上に燃料費データを集めるのが重要なので、それはどういう見込みか、現在どういう調子で集まりつつあるのか、そこをご説明いただければと思います。

○植田委員長

ありがとうございます。

それでは、辰巳委員、お願いできますか。

○辰巳委員

1つは、7ページの具体的にどのような動きがあるかという事例をご紹介いただいている中で、

例えば、真ん中に「地方自治体による発電事業者の誘致」というのがありまして、こういうのは地方自治体も補助金のようなものを出されているのでしょうか。そういうのはどういうふうな計算になっているのかよくわからないなと思ひまして。そして、参入する事業者も自治体のこういうのに乗るほうが有利というか、安く済むということがもしかしてあるのではなからうかと思うもので、もう少し詳しく知ることができればいいなと思ひました。

それから、太陽光発電で土地の手当の費用が今のところほとんどかからないものばかりでデータが出ているということで、土地手当をしなればいけなくなったときにはというか、それ以上普及するためには、土地が値上がりする、思った以上に足元をみられて高くなるというふうなことが起きるのではないのかなと思うのですが、そのようなお話とかデータがもしあるなら。そういうのまでここに反映する必要があるのかなのか、今のお話ではないということであったように受け取っていますが、もしそういう不都合なことがあるなら知りたいなと思ひました。

それから、お話の中になかったんですけども、環境アセス等で苦勞しておられるので新しいのがまだ出てきていないというお話があつて。太陽光ばかりのお話になってしまうんですけども、太陽光じゃないものの普及を阻むところほどのように取り組みを行われていて、今後どういふふうに見通しがあるのかということをもう少し教えていただきたいなと思ひます。直接コストにかかわるのかどうかわかりませんが、いずれも更に再エネが普及するためには重要なことですので、お願いします。

○植田委員長

ありがとうございます。

では、ここで一度新原部長、お答えお願いできますか。

○新原部長

まず、和田委員から家庭用の価格についてコストの見積もりが少し厳しすぎるのではないかとご議論がありました。ご家庭によって感覚の問題としていろいろなご意見があることは承知しているのですが、先ほど申し上げましたように、家庭用のところは特になんですが、補助金を使っておりますので、1円単位までデータがとれる状態になっております。そういう意味では、客観的にデータがとれて、それに基づくところということなので。まあ、人によっていろいろなご議論があるとは思ひますが、データ自体はかなり信憑性が高いものだと考えていただいていいと思ひます。これは補助金ですので、ということだと思ひます。

それから、間伐材の大規模化のところでありまして、政策的には農水省さんと議論をしてみたいと思ひますが、昨年も申し上げた点ですが、価格を決める上で政策的にこういうことを振興しなければならぬから、条件設定に配慮するということはこの法律ではできないんですね。前

回もかなりご議論させていただいたみたいで、この法律は価格の決め方について一義的なルールを敷いているものですから。ただ、さっき辰巳先生が言われた政策的にどうしているんだというのは、別途の議論としてももちろんあり得るわけで、この価格以外のところでどうするかというのはあり得ると思いますので、それはちょっと……。

それから、山地先生には中小水力のデータをお渡しいたします。それから、バイオマスデータは確実なものはあれなんですけど、こういう傾向があるということは相談をして。どこまで出せるかはあれですし、カチツとしたデータになるかどうかは別ですけども、次回に向けて議論させていただきます。

それから、辰巳先生の自治体の関与の仕方ですが、一番多いのは県有地の提供でございます。県有地を、例えば太陽光パネルをひくプロジェクトに対して提供しますとして、入札をかけるというパターンの方が比較的多いという感じだと思います。わずかな補助が入っているものはあるにはありますけれども、土地のアレンジとかが多いと思います。

それから、土地手当の問題ですが、ここは正確に言うておかなければならないんですが、我々は土地の賃料を一括計上しているわけですね。すぐもうかっている人がいると、それは過剰なんじゃないかという議論があるわけですけども、これは大体が自分の土地を持っておられる方なんです。ですから、今でもそこは賃料は計上しているという状態であるということ、土地代を計上している状態であるということはお理解いただく必要があると思うんですね。

では、持っているか持っていないかをチェックして、持っている人については抜くかということ、会計でも何でもそうですけれども、機会費用というふうに考えますので、持っているからといって差し引くということは普通はやらないわけですね。ということなので、よっぽど事情が変わってくれば別ですけども、今はどちらかという過剰な計上なのではないかという議論が起きているということはお含みいただく必要があるように思います。

最後に、ほかのところはどうなっているんだと、進んでいないところについての対応策というのがありました。これはこの審議事項ではないんですが、我々がひたすらそれこそ徹夜で努力しているところをちょっとご紹介させていただきます。参考資料を見ていただきたいと思います。賛否両論がこの中でも起きることを覚悟して申し上げますけれども、そこまでやるのかという議論もあるかもしれません。ただ、我々としては大臣以下そういう判断でやっているということですね。

まず40ページです。何が起きているかと言いますと、特に太陽光だと土地代の問題は大きいものですから、全体の4割から半分ぐらいが北海道に集中している状態にあるわけですね。既に北海道電力の系統線はパンパンになっている状況なわけですね。ここは価格がどうこうというのでは

なくて、政策的な方向性として言うと、我々が持っているイメージは、太陽光はもちろん伸ばしたいんですが、負担のことを考えると、風力とか地熱というのは買取価格が半分ぐらいなわけですね。ということは、さっき辰巳先生言われたように、こちらを伸ばしていかなければいけないということなんです。風力の場合はネックになっているのがほとんど系統線でございます。もちろん環境アセスもあるんですが、環境アセスの前にそもそも、今、北海道で申請が出る分だけ飲み込めないというか、既に足りなくなっているという状態なんです。

40ページの下に赤丸のところがあります。北海道北部西名寄地区等、それから、下北、津軽、秋田の酒田・庄内、たかがこれぐらいの地域であります。風速6.5m/秒以上という比較的集中立地が可能な風速の地域を計測しますと、この地域だけで日本全体の半分を占めているんですね。それぐらいに集中しているということでもあります。なおかつ、この辺は過疎地域でありますので、電力会社が需要家のために電線を引くという状態にはないわけです。

ということは、この地域に大都市圏に送電するために必要な送電網を引かなければならない。これは地元の方にそのコストをご負担いただくのは難しいと思っております。本邦初演のスキームをここで導入しようとしております。別途、民間会社をつくりまして、電力ではなくて、通常の商社とか風力事業者にお金を募りまして、過半の出資金を出していただいて、電力会社にもマイノリティで出資金を出していただいて、純粋な民間会社をつくります。この会社が送電網を敷設するという、世界的にも類を見ないやり方をするわけですね。自己資金を圧縮するために、我々は自己資金分を3割と見込んでいまして、残り7割を銀行から融資していただく、20年間長期融資をかけると。それは返済しなければいけません。

どうやって返済するかというと、消費者にあまり負担をかけたくないものですから、風力発電事業者から利用料をとる。有料道路でございます。その考え方を初めてこの分野に導入すると。そして、20年間で返済いたしまして、建設費を捻出するということです。SPCが赤字にならないように、半分をめどに国が民間に対して事業費を補助するというスキームを想定しています。このために私どもの予算を250億円という、大量に来年度予算で回しております。今、予算折衝中ではございまして、これは財務大臣と経産大臣の折衝マターになると思っておりますけれども、そういうことをやっているということでございます。これでやると、今の日本の量の3倍ぐらい入ります。なおかつ、別に総括原価で電力料金を転嫁するわけでもありませんので、一応インできるかなと思っております。

それからもう一つ、これも世界的には本邦初演なんです。系統を膨らませるのに時間がかかりますので、変電所に巨大な蓄電池を入れることで、北海道電力なり東北電力の受け入れ量をカバーしたいと思っております。変電所に大型蓄電池を入れた例というのは国際的にはないんです。

が、それを日本の技術で入れようと思っております。そのための経費を確保いたしました。電力は非常に厳しい状態にありますので、国のほうでその資金をとりあえずは持って実証させて、どこまで拡大ができるかを見させるということを考えております。それが41ページであります。レドックス、NAS、両方とも巨大電池でございますけれども、そういうことを考えております。

それから、これについては将来的に市場原理で導入するために、揚水発電でバックアップをする場合の2倍ぐらい、電池だとかかるんですが、2020年に揚水発電と同じ、すなわち今の売値の半分で売るようにコスト低減化開発をすることを約束してください、それなら国が多大な補助をしますと。しかし、うまくいかなかったら補助金の一部を返済してくださいと。そういう新規のスキームを、これもまた財務省ともめているんですが、今やっているということです。

環境影響評価、これは3～4年かかりますが、環境省といろいろ相談をしております、同時並行で進めるとか、環境省さんがあらかじめ得たデータを民間にも使わせてあげるということで、この年数を半分にするぐらいの目標で考えたいと思っております。もちろん、環境影響評価はちゃんとやらなきゃいけないので、そのレベルを下げるということではなくて、できることは何なのかということを経済省さんと相談させていただいていると。

それから、43ページ、水利権の利用のところでございますが、これは国交省さんにかかなりご努力をいただいているところでありまして、これですべて解決するのかということはあるかもしれませんが、既に水利使用許可を得ている農業用水等を活用した小水力発電については、登録制に移行する、緩和するというような法制度を準備していただいているところでございます。あと、税制のところはちょっと考えていると。

以上のような状態であります。

○植田委員長

今いただいたお答えに対して、あるいは、新規でも結構ですが、はい、どうぞ。

○山地委員

今、説明いただいた40ページ以下の参考資料について聞きたいことはいろいろあるんですけども、この調達価格等算定委員会にかかわるところだけ。時間があれば後で。

さっきおっしゃったように、北海道で太陽電池もかなり入ってくると、周波数安定化とか系統の需給調整で、接続はしたけれども、全部買い取れないというケースが起こり得るのではないかと思うんですね、来年度は起こらないにしても近々。そのときに、出力抑制ですね、確か10kW以上は出力抑制を。500でしたっけ。

○村上課長

500kW以上です。

○山地委員

抑制できるという話になっていましたけれども、それを行ったときの精算はどうお考えですか。つまり、発電したものに対して、系統に逆送してこなくても払うのか、ちゃんと系統に入ったものだけ払うのかということはどういうふうにお考えなんですか。

○新原部長

出力抑制をした場合、入らなかったものについてはお金を払うかどうかですね。これは、今の省令上は電力会社が補償する形になっているんです。500kW以上の抑制をかけると、その部分について補償しなければいけないことになっているんです。

○村上課長

500kW以上のもので8%以上出力抑制をかけた場合は、その8%を上回る分は実額を補償するという事です。対象設備が500kW以上の発電設備の場合で、規定により8%以上を出力抑制をかける場合は、その8%を超えた分について買取相当単価ベースで買取相当額を保証しなさいという規定になっております。

○新原部長

そこで終わらなくて、ここでの審議対象ではないですが、実態をご説明すると、電力会社側は当然それ以上補償をかける状態に至りたくないということがあるので、接続量について一定の制限を置くようになるわけですね。ここは審議対象ではありませんが、省令ではどうなっているかという、接続容量を超える場合には拒絶ができることになっているわけです。

これは枝野前大臣の12月ぐらいのときから現大臣にかけて継続して議論しているんですが、北海道のように、今、山地先生が言われたように、かなりの程度限界値に近くなって来た場合には、むしろこういう条件をかけておくことが、再生可能エネルギーを飲み込む上で支障になると我々は思っているわけです。そこで、前大臣からはそういう場合の対策、つまりこの条件を見直すことを含めて、あるいは、蓄電池でどれぐらいなのかとか、あるいは、北海道電力には別途、大臣が指示を出して、どこまで飲み込めるのかというあたりについて総合的に検討をしてくださいという指示が出ております。これについては年度末までに我々のほうで検討して、何らかの対策を講じようと思っています。今、村上君が説明したところについても、条件の設定を見直すつもりがある、我々としては見直そうと思っています。

個人的に申し上げますと、よくドイツはドイツはという議論があるんですけども、ドイツは今の補償がないんですね、する必要がないわけです。だから、あえて再エネ業者を保護しようとしている規定が、かえって再エネ業者にとって参入の支障になるようなことがあるとまずいと思っていますので、そこについては見直しをかけるという状態であります。

○山地委員

ちょっとだけ、テクニカルな確認の質問ですが、8%というのは年間発電電力量kWhに対して、年間逆潮拒否が8%、そういう理解でいいんですか。そうすると、年間運用しないとわからなくなっちゃうので、どうやって運用するのがちょっと理解しにくいんですけども。

○添田課長補佐

年間の日数ベースで8%というふうに考えております。ですから、365日のうちの掛ける8%分の日数までは出力抑制を認めるという運用をしております。

○山地委員

でも、近々でも起こりそうな気がしてましてね。こういうルールはどこでどういうふうに決めたんですか。

○新原部長

これは省令で決めておりますので、省令案を提示して、発電業界、電力業界の意見を聴いて集約して一つのものを決めていっているということです。

○山地委員

ということは、パブコメにかけたということによろしいんですか。

○新原部長

もちろんパブコメにかけています。

○山地委員

そういうことですね。

○新原部長

ただ、当時としては、電力業界も発電業界もそれで納得してそういうセットをしたんです。なぜかという我々の予測以上に太陽光が北海道に集中しているわけですよ。これは企業ですから、多少なりとも土地代が安い方向に行くわけですね。我々にしてみれば、太陽光なんてどこでもやれるので、北海道である必要は必ずしもないと思うわけですが、全体の半分という、北海道電力も想定外なほどに集中しているわけですね。だとすると、先生が言われたことが近々起こり得るという認識は我々もあります、データを見ていて。ですから、12月に北海道電力と我々に対して、大臣にも相談して指示が下っていて、早急に見直しをしなければいけないということになっているということです。

○植田委員長

よろしいでしょうか。

では、どうぞ。

○和田委員

住宅用の太陽光発電の場合、私、実際に計算してみたんですけども、なかなかそれだけ出ないんです、10年間の買取期間だけでやりますとね。ですから、これは後で事務局ともご相談させていただければと思うんですけども、3.2%の内部収益率は出ません。

あと、未利用木材の1000kW以下を別途検討するということについてはいかがですか。これは、今まで実績がゼロであるというのは、例えば環境アセスメントに時間がかかるとか、そういう形でゼロである場合はそれはそれでいいんですけども、木質バイオマスのような場合ですと、さっきも言いましたように、規模を拡大しないとできないような条件ですと、なかなか取り組もうとする姿勢が出てこない、それでゼロであるという可能性もあると思うんですよ。

ほかの場合もそうかもしれません、幾つかあるかもしれませんが、やりやすさということを考えて、小さい規模のものについて少し高めの価格を設定しておく、誘導するということが必要だというふうな意味合いで先ほど提案させてもらったのです。だから、検討する対象として挙げておくべきではないかと思っています。

○植田委員長

区分を新たに作ると、そういう意味ですか。

○和田委員

はい、そうです。例えば、市町村単位でできるようなものであれば割と取り組みやすいんですよ、1つの森林組合で取り組むとか。ところが、横断的に取り組まなければいけないとなるとなかなか足が出ないんですよ。そういう意味で規模による設定の仕方というのを考えるべきではないかと。

○新原部長

区分もだいぶここで議論したと思うんですが、区分をするかしないかということは、この法律上はただ一点で、コスト構造が違うかどうかということだけなんです。ですから、こちらに誘導するから高めの価格を設定するか、こちらは避けるから低めの価格を設定するということは、この法律上はできない、それは行政の域を超えているわけで。去年も申し上げましたが、それは法律改正か何かで立法府で議論してもらわなければいけない。この法律はいろいろな経緯があって、行政に対する手足をかなり縛る形でルール化されているので、政策的な判断はできないと思います。

あとは、コスト構造が違っているかどうかということですね。まだ半年なんですけれども、半年というところで2つに分けるほど、去年あれだけ議論して区分を決めたので、実態がない中でコストが違っているということを説明できるだけのものがないと。

○和田委員

それは難しいんですね、データがないのでね。

○新原部長

申し訳ないですけども、我々も。ちなみに、これは去年決めていただいた後、国会報告までいたしております。全国会議員にこれは配られておりますので。そういう限界はあると思います。

○添田課長補佐

ちょっと補足させていただきます。木質バイオマスですけども、確かにコストのデータが出てきているのは1件でございます。それ以外に計画として動いているものは、我々が把握しているだけでも20とか30件ぐらいはありますので、そういうものが実際に出てきてからでもいいのかなど。今の価格が果たして抑制的に働いているかどうかというのは、この後かなり件数が出てくると思いますので。

○和田委員

小規模なものもありますか。

○添田課長補佐

それは見てみないとわかりません。

○植田委員長

前半の住宅用のほうはどうですか、データを見てみてということによろしいですか、お願いできますか。またそうしましょう。ありがとうございます。

山地委員、参考資料のところもお願いしたらいいんじゃないかと思いますが…

○山地委員

参考資料の議論はこの委員会の担当とはちょっと違うと思うんですけども、この委員会のミッションに絡めて言うと、2つほどあるんです。

1つは、法律にも書かれていますけれども、買取価格決定の基本は効率的に事業が実施された場合に通常要する費用と利潤なんですけれども、もう一つ、賦課金が電気の利用者に対して過重なものにならないこととあるんですが、この過重という水準感をどう持てばいいのか。その議論もそろそろやっておかないといけないかと思うんですね。また、過重になってきたときにどう対応するのかと、2点あるんですけども、これはまいかがでしょう。

○新原部長

これは難しい問題で。難しい問題というのは、私もこの法律を去年施行するに当たって同じ問題意識を持ったわけです。先生言ったとおり2つのことが書いてあるんですね。この部分は、ご

案内のとおり経産省が提出した法案にはなかった部分なんです、全体がですね。だから、議員修正がかかっているわけです。施行するに当たって立法者に解釈を確認したんですが、今の「過重にならない」というところは、一般的に過重にならないということで、こういう状態だったら過重になるとかならないということを考えているわけではない、灰色規定だということなんです。

一方で、コストの算定についてはかなり厳格に、これだけのコストを見て、適正な利益をやり、当初3年間はそれにさらに配慮をし、というふうな形でかなりガチガチと決まっているわけですね。そうすると、論理的に過重のほうが入っていれば、ぶつかることがあると、こっちはかなり客観的に決まってくるわけですね。それに対して、「過重にならないこと」というと、ある種矛盾関係が生じることが概念的にはあり得るわけですね。そこは、議論などを聞くと、この法律は3年ごとに見直しがあり、だから、施行後3年で1回見直しをし、2021年までに抜本見直しをする、というふうに附則で書かれているわけです。

それは、例えば2020年ぐらいであれば、よく一般に言われているように、我々の場合には7,000円の標準家庭に対して87円ということなんです、ドイツの場合は1,600円以上とっているわけです、そういう場合について。その「過重」というところについて言うと、見直しを規定している3年とか、2020年というところで考えてみても、普通に伸ばしていくとそこまではいかない、そんなことにならないと。よくわかりませんが、数百円とか300円、それぐらいかもしれません。単純に伸ばしていったとしても。という中で、立法の見直しとしてそういうことは考えていかなければいけないねということも含めて「過重にならないこと」というのを入れているということなんです。

もちろん法律に書いてあるのであれですけども、普通に考えると立法者の意思を体すると、役所にこういうふう計算しろとっているから、ちゃんとやってみて、その数字が現状として今年過重なのかどうかというところで議論しないと、将来こうなるかならないかということは、導入量にもよりますし、なかなか難しいのかなと判断したということなんです。去年の段階でそう思いました。

○山地委員

今のを伺っていると、過重かどうかというのはこの制度の見直しのときに行うという解釈をされていると、そういう理解でいいですか。

○新原部長

立法者に対して矛盾しているじゃないかと言ってみてもしょうがないところがありますので。法律上は先生言われたとおりなんです。ですから、その両方を満たせということなんですけれども、よく法律であるんですけども、抽象的に配慮規定がある場合と、具体的にこうしなさいと

規則的に書いてある場合があるわけですね。通常は、両方あると、まず規則的に書いてあるほうはきちんと義務的にかかっていますので、それはやらなければいけないということになるわけですね。

○山地委員

今のにちょっと絡んで。制度の見直しについては、3年ごととエネルギー基本計画改定時の見直しがありますね。去年、僕はこの委員会で確認したと思うんだけど、今回のエネルギー基本計画は、去年時点では夏ごろ改定されると思っていたので、それは適用しませんよねということを行ったんですが、今回状況が変わっていますが、今度改定されるエネルギー基本計画改定時にこの制度の見直しをするということはあるですか。

○新原部長

これはエネルギー基本計画の改定がどうなるかにもよるんですよね。難しいのは、配慮事項でいろいろ書いてあるやつについては、その現実がどうなっているかということをも具体的に想定しないと。先生の言われているのは概念的にはわかります。ただ、そういう状態の中で将来的に過重になったらどうするんだとか、エネルギー基本計画が改定されたらどうなんだということは、条文で書いてある以上何も言いようがないですよ。この委員は3年間の任期になっているわけですけども、具体的に出てきたときに議論しないと。先生方もそうですけれども、行政に対する諮問機関であり、行政に対するあれですから、そこは具体的な事象が生じないと難しいと思うんですね。

○山地委員

まあ、何とも言えないという。

○新原部長

ごめんなさい。エネルギー基本計画がどうなるかわからないから、どうなるかということをも前提にどうするんだと言われてもなかなか難しいですよ。

○山地委員

すみません、これでとりあえずワンセッション、私の頭の中にある質問は終わりですが、買取価格の適用は、設備認定と、電気事業者との特定契約が行われたものになっていましたかね、その両方が行われたときという理解でいいんですよね。

○新原部長

そうです。

○山地委員

そうしますと、運転開始時点までは太陽電池でも、メガソーラーなんかだとギャップがあるわ

けですね。一方で、コストデータというのは運開しないとわからないわけですね。つまり、チェックをかけるタイミングがずれていますね。

○新原部長

ずれています。

○山地委員

その問題ですけれども、例えば今回税込みでメガの42円というのが適用されたものでも、ひょっとしたら2年、3年と遅れる可能性もなきにしもあらずですが、ここに何か歯止めをかけるおつもりはないですか。

○新原部長

概念的にはわかるんですけれども、我々としてみると、さっき、これはまさに。すみません、私に聞かれるというよりも、むしろ先生方の審議事項になるのであればすけれども、個人的には、太陽光については10%ぐらい下降してきているわけですね。メガソーラーの場合だとパネルの経費というか設備費用が全体の半分ぐらいなんです。ですから、5%ぐらいですよ。ただ、今、先生に言われたようなことがあります。このコストデータだって12月の時点なんです。そうするとインエフェクトになるのは4月以降ですね、少なくとも。さらに下がると思うんですよ。

今回はコストデータがあるのである程度延長してみたらどうなるかとか、そういう議論はしてしかるべきだろうと思います。ということかなと思っています。そこは具体的に決めるときにある程度、先生が言ったようにラグがあることを想定したときにどうなるのかということ議論していくしかないと思うんですね。

○山地委員

今のはわかります。要するに、今回得られたデータが例えば11月とか12月末までだけれども、実際には3月のところまでとれる、これを外挿していくと。ただ、悪いことを考えると、制度ですから、いろいろな人がいると思うんですよ。今後下がっていくという傾向が見えているときに、高い価格で買い取ってもらえるという権利を確保しておいて、実際にはもう少しコストが安くなってから建てようということが起こらないという保証はないと。

○新原部長

それが起こらないようにするために、これは設備認定の技術的な問題ですけれども、接続の条件として幾つかはめているところがあるんです。

○村上課長

価格はご存じのとおり設備認定と電力会社に接続契約を正式に申し込んだ時点、この申し込んだ時点というのが、通例これまでのビジネスの実態を見るとこの時点で資材の発注をかけている

と、ここが一つのポイントかと思っております。

それから、2つ目のポイントで、その時点では実際にその価格の資材の発注をかけちゃっていますので、運転開始は確かに時間がかかるかもしれませんが、物が入ってくるまで時間がかかるかもしれませんが、コスト構造は通例その時点で決まっている、ということ。それから、違約をすればペナルティーがかかりますので、実際に資材の発注をかけちゃうと、そこまでいけば手戻りがほとんどないだろうと。

これを、今現在、実際にコストデータを回収しながら、本当にそういうことになっているかどうかも含めて確認しながらやっているということで、現時点ではこのやり方で問題は大きく出ていないのではないかと思いますけれども、先生がご心配するようなケースが出ないかどうか。ちなみに、設備認定も型式まで見てやっておりますので、仮に発注をかけた後の設備の型式そのものを変えるようなケースは設備認定の変更の対象になりますので、その時点でまた価格が変わると。現状はそのような制度になっています。

○新原部長

今のところについては、コミットメントというか、何らかのコストが企業側に発生することを前提にしなければいけないということで議論をして、電力、発電者側両方、あるいは、法律的な議論も経て、今のように制度上セットしたということになっております。それから、一般論でとりあえず枠だけ確保するために申請だけしてという人がいますが、それは認められません。

○植田委員長

よろしいですか。他にはどうですか。

少し私のほうから。先ほど出た議論で私も重要かと思っていることなのですが、9ページに住宅用の太陽光発電システムの価格動向というのがありまして、これは非常に重要なデータかなと思っているのですが。今おっしゃられたとおり、一番右が直近のデータですので、今後の変化が予測されるということがありますね。これはきれいに動向が出ているので、このまま外挿していかどうかというのが一つかなと思っているのですが、この点について、外挿していいということです。それはどういうことでそうしていいと言えるのか、何か他にあるのかということですね。それがわかればありがたいなと思っているのですが。いかがでしょうか。

○新原部長

先生は経済学者ですから、私がお伺いしたいという感じですが、それは市況の問題ですので、有体に言えばロジカルにこの金額になるというのはないんですね。あとは、まさに統計的なあれですが、先生にお願いしているような感じですが、全体のあれを見てどれぐらいだったらいくかということだと思っただけです。

ただ、一点指摘しておきたいのは、これは点線の上に2つ書いてありますね。赤が既築の設置の場合で、青が新築の場合なんですけど、実態的にはなかなか区別しにくいんですね。これを分けて値段づけするなんてとてもできないですね。ただ、認識しておかなければいけないのは、既築の場合のほうが高いということなんです。我々は46.6円という新築の設置の場合のデータを基に考えたわけです。既築はこれより高いということはあるんです。これは一つ考えられるわけです。それを頭に入れておかないといけない。

外挿する場合に、緑の平均値がありまして、これが全体の平均価格なんですけど、これを単純に外挿して、4月ぐらいまで持っていくとほぼ42.7円ぐらいになるんです。という状態にあるんですね。だから、平均で4月以降に出る数字ということかなと思って、この42.7円というのを、前回と同じデータでいいんじゃないかと思ったんですけどね。下の線を外挿するという考え方もあるかもしれませんが、その場合には上との関係がかなりの程度問題になるということは頭に入れておいたほうが良いと思います。

○植田委員長

もう一点、関連しますが、補助金の問題がありますね。補助金についても国や自治体での補助金の額を変えたりということが起こってくるかなということを思っているのですが、その辺の動向はつかめますか。それがないとちょっと、計算の問題としては重要なことを思っているのですが。

○新原部長

基本的に国の補助金が大きいわけですね。特に住宅用についてはそうですね、メガは別にして。このデータはどちらにしても審議いただかなければいけないと思っています。ただ、ご案内のとおり予算は年を越しております。今、折衝中なんです。

これを決定するまでは出せるよね。出さなきゃどうしようもないね。

○添田課長補佐

正確に言うと住宅用太陽光補助金の予算は基金化しておりますので、今、折衝中ではないんですけども、いずれにしても来年度どれぐらい予算が残っているかというのを見ながら、来年度の単価をどれぐらいにするかというのを決めなければいけないものですから。そのところの集計は、データが整理でき次第、いくらぐらいにするかということも含めてこの委員会にお示ししようと思います。

○新原部長

これはご意見を提出していただく前に出さないと決められませんので、何とかします。

○添田課長補佐

あと、自治体が住宅用の補助金を国の補助金に上乗せして出しているケースも結構ありますの

で、実際、自治体がどれぐらい出しているかというのを今調べておりまして、変化がどれぐらい起きているかというのも含めて、次回以降の委員会でお出ししたいと思っております。

○植田委員長

どうぞ。

○山地委員

今の太陽電池のコストデータのところで一つ言い忘れていたと思って。太陽電池はコストデータは随分集まっていますよね、件数としては。だから、今回、平均値、既設と新設に分けたのと全体平均が出ているんですけども、分布のデータは出せませんか。

○新原部長

例えば……。

○山地委員

例えば、標準偏差でもいいし、中央値でもいいし、グラフを描いてくれるのが一番いいんですけども。つまり、「効率的な事業を行った場合に通常要する費用」と、「効率的」と「通常」と両方考えると、平均値じゃない可能性はありますよね。

○新原部長

中央値だったり……。

○山地委員

そこを見るためにも分布に関する情報がほしい。

○植田委員長

これはお願いできますか。

○添田課長補佐

これはバックデータがありますので、ちょっと時間をいただければ整理させていただきます。

○植田委員長

ありがとうございます。そういう議論をする上で重要なデータがあるようでしたら、提示していただいたらありがたいと思いますので、要望があれば出していただければと思います。

どうぞ。

○辰巳委員

思い出したみたいで申し訳ございません。8ページの国内と国外の製品の話ですけども、思ったより輸入品が増えていないというか、国内品が頑張っているという書き方なんですけど、これは買取価格が割合高めであるからということで、こういうふうになっているのか。そういうことはあるのでしょうか。つまり、今後、値段が変わっていったときに、こういう比率が値段で動く

んでしょうか。そんなことをここでお聞きしてもしょうがないですかね。でも、値段が思い切り下がってくると、じゃもっとというふうな格好で海外品に移動していくということも考えられるのではないかなという気がしたんですけども。

○新原部長

これはもしかしたら3人とも意見が違うかもしれないので、違っていたら言ってください。私の思っている印象は、価格の問題と無関係ではないとは思いますが。一般的に国内に発注してもできるのであれば、地場の関係もありますし、おつき合いもありますからということかもしれない。しかし、背に腹はかえられない、赤字ではしょうがないということになってくることはあるかもしれない。

全体の傾向で言うとそれだけではなくて信頼度の問題があるんですね。住宅用については、特に狭いところに張りますので、信頼度が大きいんですね。もちろん海外品が一般的に信頼がおけないということでは全然ありませんので、海外品でも信頼性の高いものとか、メンテナンスがきちっとしているものは入ってくる可能性があるわけですけども、安かろう悪かろうで張りっ放しというのはなかなか普及しにくいだろうと思います。

一方で、メガソーラーについて考えてみると、特に非常に大きいものをつくるときはコストが非常に効いてくるわけですね。そんな大きいものをつくる事業者はメンテナンスも含めてノウハウを持っています。そうすると、パネルが多少ひどいものでも扱いきれるということはある。ひどいものというとあれですけども、品質があれであっても扱いきれるということはあるかもしれません。下の10kW以上モジュールのところを見ていただきますと、ずっと国内品が高いんですが、1万kW以上のところは半分以上海外品が占めているんですね。こういう傾向が一般にはあると思います。もちろん今後はどっちかというが増えてくる傾向にあると思います。

最初に申し上げたように、価格と無関係ではないというのは、少なくとも業界は言っています。したがって、あまり切られると輸入品をとということを書いてこられる会社の方はいらっしやいますね。発電協会は割と全体を見ておられるので、こう言うては何ですけども、率直に彼らのことを言うと、太陽光の普及には固定価格買取制度は不可欠であると。万一この制度がなくなるようなことになったら、全体の業界の発展も、それだけではなくてエネルギーの中での再生可能エネルギー比率も大きな影響を受けるだろうと思っていますので、それを維持するというでいうと、多少無理をしてもしょうがないのではないかなという感じは太陽光発電協会を持っていると思うんですね。工場の方は、今、辰巳さんが言われたようなことを書いてこられる方は多くいらっしやいます。

○植田委員長

ありがとうございました。

今ので意見の違いがありますか。

○村上課長

大丈夫です。

○植田委員長

どちらかという消費財ではなく耐久財だから、長期にわたるものを見ようとする、ややメンテナンス的ところが重要になる、という気はしないでもないですね。

○村上課長

その関係で、ファイナンスを組む金融機関が嫌がっているのもひとつ大きな背景にあると聞いています。

○植田委員長

ありがとうございました。他に何かございますか。

実績値のことで確認しておきたいのですけれども、太陽光は実績がもう既にあるのですが、他のは問い合わせとか取り組みとかは動いているけれども、実際に発電を始めたのは数が限られていると、全部そういう理解でよろしいでしょうか。

○添田課長補佐

もう少し補足的に申しますと、この制度の適用を受けたいといって、各地方局に認定という技術的な書類のチェックがあるんですけども、それで来ている案件はほかにもあります。ありますが、実際に今の時点で動いているというところまで行っているのが、ここにお出ししている限りであるというふうにご理解いただければ結構です。もう少し時間がたてばもうちょっと動くやつが出てくるとは思います。

○植田委員長

そんなことですね。他にどうですか。

○新原部長

そうしたら、きょうのやつを作業させていただいて。

○植田委員長

はい。いろいろデータが出てこない議論できないところもございますので、今日はかなり論点を出していただきましたので、改めてそのデータも踏まえて議論するということにしましょう。今日はこのあたりでよろしいですか。何かご指摘いただくことはありますか。どうぞ。

○和田委員

一点だけ。太陽光発電で農業をやりながらやるソーラーシェアリングというのが最近提案され

ていますよね。あれについての分類、あれを特別な分類とするかどうかですね。つまり、農地として、転用しなくても使えるような場合、どういうふうな扱いをするかというのも考えておく必要があるかなという気はしているんです。現状のままでも構わないと個人的には思っているんですけどね。

○新原部長

政策的には、今、先生が言われた農地を農地として使うようなパネルというのは業界とも相談していますし、農水省とも相談しているんですけども、それは非常にいいことだと思っています。ただ、ちょっと元に戻りますけれども、この法律に基づいて言うと、区分ができるのはコスト構造が違っているかどうかということだけなので、我々の認識としては、そこを今の段階で区分するような積極的な理由はあまりないのかなと思っています。政策的には重要な論点だと思います。

○和田委員

私も個人的にはそう思っているんですけども、まだ大分違いますでしょ。要するに、農地を転用する場合とか休耕地とか、そういうものとは全然違うのでね。地価もかからないということもありますので。それはむしろ農業従事者にとっては非常にメリットのあることですから、そこは農村地域の活性化という観点からそのままだもいいと私は思っています。

○植田委員長

いいですか。お願いできますか。

○信夫農林水産省再生可能エネルギーグループ長

農林水産省でございます。ソーラーシェアリングと呼ばれる取り組みについては、私どものほうにも、農地の担当部局のほうにも持ち込まれております。また、これに限らず、農地の上に太陽光パネルを置いて、それをどう呼ぶかは別として、下で何がしかの作物をつくりながら上で太陽光発電をするというケース、これはいろいろな態様がございまして、申し込まれております。その取り扱いをどうするかというのは、一つルールを決めて、次のやつができたならまた変えなければいけないということになりますと、ルールの安定性という観点から問題ですので、いろいろ集めて今、検討しているところでございます。

いつお示しできるかというのは検討した上で出していかなければいけないと思っておりますが、ひとつ懸念しておりますのは、ソーラーシェアリングと言われる中でも、下の農業生産に影響がないもの、お天道さまは100%いつも当たっていなければ作物が育たないということはないので、一定程度認められる範囲はあろうかと思っておりますけれども、ちょっとこんなことを言っただけですけども、悪用して、下で農業生産と両立させるんだと言ってやりながら、2年3年たってみ

たら下は何もつくられていませんでした、残っているのは太陽光パネルだけですのでというのは、我々農林水産省の立場からすると全くしゃれにならない話であります。そこをどうチェックしていくか。

あとは、農地転用の話からすると、これも形態によりますけれども、少なくとも土台を置くような場所、農地の上に物を置くことになるわけですから、農地転用という手続は必要になってくると思います。よくお日さまを使って農作物を生産するのとエネルギーを生産するのは同じなので、農地転用は要らないんじゃないかというご指摘をいただくことがあるんですが、農業とエネルギー生産は全く別のものでございますので、今の制度の中でどう工夫していくかということは今検討しているところでございます。

○和田委員

きちっとデータをとらないといけないとは思いますが、両立が可能な場合はできるだけそれが使いやすいような方向性をとっておくというのは、太陽光発電の導入可能量から言うと莫大な量になるわけですね、これがもし適用できれば、そういう点からみると非常に魅力的なものを感じていますので、ぜひその辺前向きにご検討いただければと思っています。

○信夫農林水産省再生可能エネルギーグループ長

現在どういうふうを生産できるかということと、将来に向かってそれが確保できているのか、この両面から検討していくことが必要かと思っております。

○植田委員長

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

今日はどうもありがとうございました。いろいろ有意義なご意見、特にいくつか基本的なデータを出していただくようお願いすることになりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

次回の委員会の開催日時につきましては、事務局から別途お知らせさせていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

5. 閉会

○植田委員長

それでは、これもちまして、第8回調達価格等算定委員会を閉会いたします。

本日はご多忙のところ長時間にわたり熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

— 了 —